

官民競争入札等監理委員会
第 54 回議事録

官民競争入札等監理委員会

第 54 回官民競争入札等監理委員会 議事次第

日 時：平成 21 年 11 月 4 日（水）17:00～19:00

場 所：永田町合同庁舎 第 1 共用会議室

1. 開 会

2. 審 議

議題 1 実施要項（案）について

- ・自治大・消防大の管理・運營業務
- ・国立科学博物館の管理・運營業務
- ・研修所施設管理・運營業務（税関等、農水、経産）
- ・消費動向調査
- ・刑事施設の運營業務
- ・ビジネスライブラリー・アジア経済研究所図書館運營業務

議題 2 国立病院機構の物品調達業務に係る実施計画（案）について

議題 3 森林技術総合研修所の管理・運營業務に係る実施計画（案）について

議題 4 海外観光宣伝事務所の業務における検討結果について

議題 5 新たな見直し対象事項選定作業の進め方について

3. 閉 会

<出席者>

（委員）

落合委員長、本田委員長代理、逢見委員、樫谷委員、小林委員、近藤委員、野原委員、前原委員、吉野委員、渡邊委員

（事務局）

松山政策統括官、佐久間官民競争入札等監理委員会事務局長、上野参事官、森丘参事官、山西参事官、山谷企画官

○落合委員長 それでは、官民競争入札等監理委員会を開催させていただきます。本日の議題でありますけれども、それはお手元にございます議事次第に挙がっている各項目ということですが、この議事次第の中の5番目につきましては委員同士による率直かつ自由な議論をする必要があるということで、非公開として、後日、議事要旨を公開することにしたと思います。この手続につきましては、本委員会の運営規則の5条に定めがあるところであります。

それでは、最初の議題でありますその実施要項（案）の審議に入りたいと思いますが、本日、議事次第に挙がっている実施要項（案）につきまして本委員会で議を行うことにつきましては、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○落合委員長 それでは、御異議はないようですので、審議に入らせていただきます。いずれも入札監理小委員会の方で審議をしていただいておりますので、小委員会の方からの御報告をお願いしたいと思います。グループに分けてもらいたいと思います。

最初のグループは総務省の「自治大学校・消防大学校の管理・運營業務」、「国立科学博物館の管理・運營業務」、財務省、農林水産省、経済産業省の「研修所施設管理・運營業務」、それから内閣府の「消費動向調査」でありますけれども、これにつきましては小林副主査の方から御報告をお願いいたします。

○小林委員 はい。では、まとめまして審議の結果を報告させていただきます。まず、「自治大学校及び消防大学校の管理・運營業務」でございます。これは御承知のとおり、昨年、大変な審議をいたしまして、事業開始を合意に達することができませず、事業の開始を1年延期することになり、更に昨年の12月16日には委員長見解を公表していただきました。

その結果、総務省の方で態度を改めといいますか、その寄宿舍関連業務を含めた実施要項（案）を提出してきたところでございます。それにつきまして審議を行いました。

「財団法人に委託している寄宿舍関連業務の取扱いについて」でございますが、関連の財団法人に随意契約をしている寄宿舍関係業務の一部について地方公共団体の事務に属するためという主張をしてきたところでございますが、そのことが不合理であるということと包括化によって価格と質の両面において良好な結果を期待すべきであるということ指摘いたしました。

その結果といたしまして、委員長見解の対象となりました入寮受付退寮説明等業務、並びに入校経費の徴収及び納入業務、消防大学校における寮費の徴収業務、寄宿舍用寝具類の管理業務及びトイレトペーパーの供給業務を、それぞれ民間競争入札の対象とすることといたしました。

2点目は「施設利用者アンケートの満足度の設定」でございます。これにつきましてh、すべての施設利用者のアンケートの満足度調査におきまして、3段階評価中、「普通」以上の回答が70%以上を占めることを要求するとしておりましたが、これが低い基準なのではないかということで、実際に施設利用者のアンケートを行った上で決定すべきであると

いうふうにいたしました。

その結果といたしまして、この10月に施設利用者のアンケートを実施いたしましたところ、おおむね90%以上という高い数値が得られました。しかしながら、直ちに85%、あるいは90%という高い水準を設定することは応札を希望する民間事業者の心理的なハードルを高める懸念があるのではないかと、競争性を阻害する懸念があるということで、最初の1年間については80%といたしまして、2年目以降については1年目のアンケートの実施結果等を踏まえて、民間事業者の意見を聴取した上で自治大・消防大において要求水準を決定することといたしました。

3点目。「入札参加資格について」でございますが、自治大にありましてはISO9000及びISO14000、並びに大規模施設の受注実績を持っていること。消防大におきましては、全省庁統一資格Bランク以上を入札参加資格として要求していることが過度な制約になっていないかということを検討いたしました。

その結果といたしまして、両者とも入札参加資格については関東甲信越地区における全省庁統一参加資格を有していることのみを要求するということといたしました。

4点目、「加点項目審査について」でございますが、両者とも加点項目の評価基準をより具体的に記載する必要があること、また自治体においては加点項目の配点が一律に設定されておりましてけれども、各加点項目の重要性を勘案した上で配点に工夫を行う必要があるという指摘をいたしました。

その結果といたしまして、両者とも加点項目の評価基準をより具体的に記載することとしたということと、自治体にあつては加点項目の配点について重要性を勘案した傾斜配点を行うこととしたところであります。

5点目、「情報開示関係」でございますが、業務従事者に求められる資格等、あるいは施設配置図等の添付、従来の実施状況の開示方法などについて不備が見られましたので、所要の修正・追記を行っていただいたところであります。

以上が自治大・消防大の関連でございます。

続きまして、資料2-1で「国立科学博物館の施設管理・運営業務」について御報告いたします。独立行政法人の国立科学博物館の施設管理・運営業務については、平成22年4月から25年3月までの3年間の契約によって民間競争入札を実施するということが定められております。

これに基づきまして審議いたしました。

1点目は「総合案内・展示施設等案内業務の減員・増員の提案について」でございます。これは員数の増員も減員も提案可能とされておりましたけれども、極端な減員がされた場合にサービスの質の低下につながるということで、そういう提案を排除する仕組みを設ける必要があるのではないかとということを検討いたしました。

その対応といたしまして、下限の員数をその仕様書に示して、それ以下の提案は認めないこととし、また一方で増員の提案、つまり創意工夫の余地がある部分については増員の

提案を認めるということで、その増員の提案があった場合には落札者評価において加点されるという仕組みといたしました。

2点目は「総合案内・展示施設等案内業務の業務従事者の単価について」でございます。この単価の設定が業務種別が6つに分類されていて、6つの業務を、6つ、その中の業務を平均した額を提案することになっておりましたけれども、経費節減の観点から各業務ごとに単価設定ができるようにすべきではないかということ指摘いたしました。

その結果といたしまして、経費削減の観点から業務の種別ごとに、業務ごとに単価の提案ができる仕組みとしたところでございます。

3点目、「落札者評価について」でございますが、「防災設備等保守管理業」「清掃業務」「総合案内・展示施設等案内等業務」の3業務は、それぞれ業務ごとに質の設定がなされておりますが、質として設定した事項と関連する形で落札者評価の評価基準を設けるべきではないかという点。

それから、「従事者の能力・実績・適性」を評価の対象としているけれども、この従事者の能力・実績・適性については客観的な評価基準が困難でありますため、それは削除すべきではないかという指摘をいたしました。

対応といたしましては、各業務の加点項目欄に質を確保するための工夫の具体性、及び適切性という評価基準を追加したところでございます。また、従事者の能力・実績・適性は客観的評価が難しいことから、それを評価基準から削除したところでございます。

4点目、「入札参加資格について」でございます。これについては「防災設備等保守管理業務の一部」「警備業務」「総合案内・展示施設案内等業務」の各業務について、6,000㎡以上の博物館・美術館等の常設展示を行う施設での業務経験を入札参加資格として求めているけれども、その業務実績を博物館等の施設に限定している理由を明確にすべきではないかということを検討いたしました。

その結果としまして、国立科学博物館からはこういう保守管理業務の一部、及び警備業務については重要文化財等を保護するという観点から入札参加資格を設定する必要があるという説明がなされまして、また、総合案内・展示施設案内等業務については博物館に來場した国民が期待するサービスの質を確保するためには、一定規模の博物館での業務実績を有する事業者を受託することが必要であるという説明がなされました。

また、今回の入札参加資格を設定した場合に対象となる博物館等は、関東地方、1都6県内で60館以上あるということ、また、過去10年間の業務実績も含めていることから質の維持を確保しながら、競争性は確保されているということが説明されまして、入札参加資格として適当であるという説明でありました。

以上の説明を踏まえまして審議した結果、達成すべき質を確保するために必要最小限の要件であるということ、また、競争性も確保されているということから入札参加資格の設定については問題ないと判断いたしましたところであります。

その次、「施設の管理・運營業務」。資料3-1でございますが、これは3施設ござい

まして、財務省の税関研修所及び関税中央分析所、農林水産省の農林水産研修所、経済産業省の経済産業研修所でございます。

これについては平成 22 年度から落札者による事業を実施するというところで、その各省から提出された実施要項（案）を審議したところでございます。

1 点目は「サービスの質」でございます。サービスの質はアンケートにおける満足度、管理・運營業務の不備に起因する空調の停止や断水等のないことなどをサービスの質として設定しており、施設の管理・運營業務におけるサービスの質として適切であると判断いたしました。

2 点目、「落札者評価」でございますが、決定は各業務について民間事業者の創意工夫による提案を評価するというところで、評価に当たっては評価者に外部有識者を含めるということを明記していただき、客観性を保っていただいたところであります。

3 点目、「情報開示」でございますが、複数年の情報開示を行う際に各年度の変動要因を注記するなど、入札者が入札金額を適切に見積もるために必要十分な情報を開示していただくようにいたしましたところであります。

それが今の施設の管理・運營業務、3 業務、3 施設でございます。

続きまして、「消費動向調査」です。資料 4-1 でございますが、内閣府所管の消費動向調査に係る業務につきましては、平成 22 年度から落札者による事業を実施する旨が「基本方針」に定められているところであり、それについて審議いたしました。

1 点目は「民間事業者の創意工夫について」でございます。論点といたしまして、民間事業者に求める創意工夫を「目標回収率を確保する観点から」としていましたが、その他の精度向上を図るための創意工夫も期待すべきではないかということを検討いたしました。

その対応として、質として設定した業務の適正かつ確実な履行、及び回収率の向上等を含め、統計の精度を改善する観点から民間事業者の創意工夫を求めるように修正いたしました。

2 点目は「質の設定と提案の評価及びモニタリングについて」であります。質として設定いたしました「業務の適正かつ確実な履行」について、これに係る提案の評価及びモニタリングとの関係を明確にすべきではないかという点を検討いたしました。

その対応といたしまして、「業務の適正かつ確実な履行」を「各工程において」行うと明記して、併せて評価項目及び報告事項についても修正したところであります。

以上でございます。

○落合委員長 ありがとうございます。それでは、ただいま御報告いただきました内容どおりに、これらの実施要項（案）につきまして了承ということにしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○落合委員長 では異存がありませんので、公共サービス改革法 14 条 5 項の規定に基づいて、付議されました実施要項（案）について、監理委員会として異存はないということに

したいと思います。

それでは、続きまして次のグループであります。これは法務省の「刑事施設の運營業務」、それから日本貿易振興機構の「ビジネスラブラリー運營業務・アジア経済研究所運營業務」につきまして、樫谷主査の方から御報告をお願いいたします。

○樫谷委員 入札監理小委員会の樫谷でございます。資料5-1でまず「刑事施設の運營業務」についてポイントを御説明したいと思います。

刑事施設の一部を対象に民間競争入札を実施するというところでございますが、まず、1つ目の「公共サービスの内容」の観点から4つの論点がございました。

まず、受刑者との接触が考えられます業務とか、刑務官の配置の有無とか、民間職員の安全確保のための方策等について十分な情報開示を行うべきではないかとか、あるいは地震等の非常時の業務の実施、対応方法を明らかにすべきではないかとか、あるいは職員の性別を制限すべき業務について十分な情報開示を行って民間事業者の参入障壁にならないように考慮すべきだとか、あるいは民間事業者が創意工夫を発揮するために設備・機器の整備も対象とすべきではないかというような論点がございました。

これに対しては、一応、すべて対応していただきましたが、接触が考えられている部分については実施要項（案）に十分明記をするということとともに、民間事業者への説明会の機会を通じて説明をするということでもあります。それから、2つ目の地震などの非常時の問題ですけれども、この対応については既に関係する文書がありますので、それを開示いたしますというところでございます。それから、性別を制限する業務についてはこの実施要項（案）で明記するとともに、警備業務の資格要件については2名以上1組で実施する場合は、1名は資格を有しない者でも構わないこととしています。4つ目でございますけれども、機器の整備を事業対象に含めるということで、実施要項（案）に記載していただきました。

それから、2ページ目の2、「委託費の支払い方法」についても3点の論点がございまして、事業者の努力によるサービスの質の向上が強く期待されている業務については、インセンティブの設定を積極的に検討すべきではないかとか、あるいは民間事業者においてコントロールできない費用について実績払いとすべきではないかという観点、それから、支払回数について余り回数が少ないと民間事業者の資金的な負担等につながりますので、これももう少し考慮すべきではないかという論点がございました。

これについても基本的には対応していただいております。インセンティブについてもそのサービスの質の向上が強く期待されている部分については増額措置、インセンティブを設けていただきました。あるいは被収容者数の増減に直接的に影響を受ける食料費、これは実費払いとしていただきました。また、光熱水費については国の負担とするということで明記していただきました。委託費については四半期ごとに支払うということで、民間の資金繰りに対応したということでもあります。

それから、3番目の「入札スケジュール」ですが、これは刑事施設ということもござい

まして、入札公告から提案書の提出・入札までは十分な期間を確保すべきということで、3か月以上の期間を確保することにしていただきました。

4番目、「落札者決定の評価基準」でございます。これは刑事施設で国家権力の行使に関わる部分でございますので、多様な民間事業者の参入を促進する一方でサービスの質の維持・向上が大事だということもございましたので、評価項目、基準、得点の配分、総合評価点を求める算式等について慎重に検討すべきではないかという議論もございましたが、この論点の趣旨を踏まえて評価項目とか基準とか得点配分を設定することとしていただきました。また、総合評価点を求める算式につきましては総務業務、警備業務は除算方式、作業業務、職業訓練業務、教育業務、分類業務、これは加点方式ということになりました。

それから、3ページ目の一番上でございますが、「情報開示」の部分につきましては3つの論点がございます。これは当然、刑事施設でございますので、一般の人には知り得ない情報がたくさんありますということで、十分な情報開示を行うべきということと、それから、対象施設の現地説明会も実施すべきだとか、情報の中では秘密、「保秘」といいますが、守秘義務について配慮すべき情報もあるから必要な措置について検討すべきではないかということでございます。

これについても対応のところで書いてございますが、対応をしていただきまして、十分な情報を実施要項（案）に明記するというということと、説明会で十分に説明するというということ、それから、現地説明会も実施いたしますということと、設計図とか、こういう施設の保安に関する情報については入札参加資格が認められた事業者に限定して配布するとか貸与するとか、閲覧を実施するというということで、だれでもは見られないということで、配慮を要する情報への対応についても書いていただいたということでもあります。

それから、6番目が「民間事業者に使用させる国有財産」につきまして、これも明確にすべきだということで、施設とか設備・機械、その他についても明記していただきました。今後、国が行う施設の改築・改善についても明確に提示すべきということでございましたけれども、それについては実施要項（案）に明記していただくとともに、説明会を通じて詳細に説明するというところでございます。

それから、7番目の「民間事業者が講ずべき措置」について、必要となる研修、引継ぎ等について、これは十分に検討し、明記すべきであるということでございますけれども、これについては定型的業務を除く業務につきましては落札者の決定後、当該業務の開始までに対象施設、PFI刑務所のいずれかにおいて実施研修の機会を設けることとし、実施要項（案）に明記をしていただきましたということでございます。

それから、資料6-1と6-2、これが独立行政法人の日本貿易振興機構、JETROの広い意味での図書館業務でございます。

まず、6-1が「ビジネスライブラリーの運営業務」でございます。これは官民競争入札でございます。

まず、1つ目の1ページの1のところでございますが、「民間事業者に求める創意工夫

について」です。仕様書で詳細に規定されていますが、その創意工夫をどのように求めているか。これを明らかにすべきだということで、対応といたしましては仕様書の冒頭において創意工夫に関する基本的な考え方を明示していただきました。

それから、2の「委託費の支払いについて」ですが、モニタリングの結果の確認後に支払うなどの業務の着実な実施を担保するプロセスがあつていいのではないかとということでございますが、これにつきましても民間事業者との間の月例報告会での業務実施状況の確認の後、それをお支払いするということになりました。

それから、裏の2ページでございますが、「消耗品の調達」につきまして、これも機構から民間事業者に支給することになっていますが、民間事業者のノウハウを生かしたような効率的な調達が可能ではないかという論点でございましたけれども、特殊なものを除いて、調達については民間事業者が行うということにさせていただきました。

4でございますが、「落札者の決定の際の質の評価項目の設定について」でございます。特に企画書評価表の加点項目において、必須条件とも思える観点があり、加点項目と必須項目との間の位置づけの整理が十分ではなかったということでございますので、整理をしていただきました。

対応の方でございますけれども、これについては整理をしていただいて、他の加点項目観点の表現についても、内容が明確になるように修正をいただきました。

6でございます。「民間事業者に求める報告の内容について」でございます。この報告の内容、記載につきましては実際の作業内容とか作業量が明確にわかるように修正・整理することが必要であるということでございますけれども、これについてもそのような整理をしていただいたということでございます。

それから、6-2がやはりJETROの「アジア経済研究所図書館運営業務」でございます。大体、同じような論点でございまして、1については大体同じでございますので省略をさせていただきます。

2は「利用者アンケートの集計方法について」でございます。提供するサービスごとに設定したアンケート項目において、サービスを利用していない者の回答も集計することになっていましたが、これは集計から除くべきだということでございます。

これの対応については、白紙回答者、あるいは「利用していない」を選択した回答を除いた回答を母数として集計するというので明記していただきました。

3の「委託費の支払いについて」はビジネスライブラリーと同じでございます。「消耗品」についても同じですし、5の「落札者の決定」の問題、あるいは「民間事業者に求める報告の内容」についても同じでございますので、省略をさせていただきたいと思います。

それから、かつ、官民競争でございますので、これはフェアな競争をしていただくということと、情報遮断の問題と、情報開示についてはJETROの責任者の方にコメントをして、ちゃんと確約しますという回答をいただきました。

以上でございます。

○落合委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまの御報告の内容どおりにこの要項（案）について了承ということによろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○落合委員長 それでは、異存がありませんので、公共サービス改革法に基づいて付議されました実施要項（案）について、監理委員会としては異存のないということにしたいと思います。

続きまして、次のグループは国立病院機構の「物品調達業務に係る実施計画（案）」の審議ということですが、この点については内部管理分科会で審議をしていただいておりますので、その結果につきまして同分科会の主査の吉野主査から御報告をお願いします。

○吉野委員 去年12月に閣議決定した「公共サービス改革基本方針」に基づいて、独立行政法人国立病院機構の「物品調達業務」について内部管理業務分科会で検討を行いました。分科会の検討を通じて実施計画（案）を策定しましたので、御報告します。

入札の対象範囲は国立病院機構の各病院共通の消耗品のうち、これまで国立病院機構の共同購入の対象になっていたのは一部の事務消耗品でしたが、これをすべての事務消耗品として、事務消耗品と併せて材料費の抑制が期待される衛生材料2品目を対象にすることにしました。

調達方式は継続的に競争性を確保し得る複数社落札カタログ方式を採用することにし、これまでと異なる採用方式のために国立病院機構の会計規程を変更した上で事業を実施することになりました。

入札は平成22年度中に実施し、契約期間は平成23年4月から同25年3月までの2年間とします。

対象施設は調達額ベースで国立病院機構全体の事務消耗品調達額の5割を超える病院数、これが40病院になりますので、これを対象とすることにいたしました。

以上です。

○落合委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまの御報告のとおり了承することによろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○落合委員長 それでは、これを監理委員会として異存がないということにしたいと思います。そういたしますと、あと2つグループがありますが、もう一つのものとして農林水産省の「森林技術総合研修所の管理・運営業務に係る実施計画」の審議ということでありまして、この計画（案）につきましては施設・研修等分科会で審議をお願いしておりましたので、同分科会の渡邊副主査の方から御報告をお願いします。

○渡邊委員 それでは、林野庁の森林技術総合研修所の管理・運営業務について、平成22年度以降の実施計画（案）の審議結果について、御報告いたします。

この事業は既に本年4月から1年契約で民間競争入札の対象となっております。これは

今年度に特別会計の見直しを検討する予定がございましたので、その結論を見てから判断をする必要があるという理由で、例外的に1年契約を認めておりました。

7月に改定された「基本方針」においては、来年度以降に複数年契約で実施するという前提で、10月までに来年度以降の実施計画を定めることとされております。

しかしながら、今般、林野庁の方から、見直しの結論が出る時期が未定であるなど、特別会計の見直しの方向性が現時点において不確定であること、加えて来年度予算の概算要求に施設の耐震工事を実施することが盛り込んだが、最終的な政府予算案の確定は年末になる見込みである旨の報告がございました。

このような不確定な状態で進めますと、受託する民間事業者の立場からは非常に不安定な立場に置かれることとなります。また、同じくこのような不確定・不確実な状態で実施要項の策定などの入札手続を進めることは、入札手続のスケジュール等から見ましても事業を円滑に実施できない可能性が高いという事情が判明いたしました。

そのため、来年度の民間競争入札の実施は実質的に困難であるという結論に至りました。

そこで代替案としましては来年度から耐震工事が終了するまでの間は、民間競争入札は実施せず、耐震工事終了後に確実に複数年契約で実施するという実施計画（案）で施設・研修等分科会として了承いたしました。

本年度から開始した民間競争入札を、一時とはいえ中断することは誠に残念ではありますが、無理のある形で強行するよりは耐震工事終了後の確実な事業の実施を優先することとし、この旨、来年の「基本方針」の改定に反映させていきたいと考えております。

以上です。

○落合委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまの御報告がありましたとおりに本計画（案）について了承ということによろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○落合委員長 それでは、異存がありませんので、監理委員会としては異存がないという結論にしたいと思います。

それでは、いよいよ最後のものでもありますけれども、これは国際観光振興機構の「海外観光宣伝事務所の業務について」というものでありまして、これもやはり施設・研修等分科会で審議をお願いしていたもので、同じく渡邊副主査の方からお願いいたします。

○渡邊委員 国際観光振興機構の「海外旅行博覧会出展事業」について、平成22年度の実施計画（案）を施設・研修等分科会において審議をいたしましたので、その結果を報告いたします。

海外旅行博覧会出展事業については、本年4月に監理委員会においても議論されましたが、今年度、スペインにおいて行われる海外旅行博覧会の出展事業について民間競争入札を実施したところ、全社とも予定価格を大幅に上回ったことから、機構自らが実施することになっております。

本年7月に改定された「基本方針」においては、来年度行われる出展事業について民間

競争入札等を実施するかどうか、再度、検討することとされておりました。これを受けまして施設・研修等分科会において、来年度の実施計画（案）について二度にわたり審議いたしました。

お手元にありますのは、国際観光振興機構が提出してまいりました来年度の実施計画（案）です。その内容としましては、本年度分の事業について不落となった要因、主として現地での事務局的な機能を果たすための人件費が大きいことといったものがありますが、これを踏まえ、対象博覧会を比較的近い地域であるフィリピンとし、また現地での人件費も削減できるよう、業務範囲を縮小し、一部を機構自らが実施するという内容になっております。

このようにフィリピンで業務範囲を縮小した形で行うことを前提としますと、従来、実施に要した経費は機構の説明では200万円から300万円の範囲にとどまるというものになっております。

この実施計画（案）について施設・研修等分科会において議論をしたところ、まず、どのような展覧会を対象にしても事業規模がきわめて小さい、また、毎年度、その都度出展博覧会を決定するため、複数年度の契約になじまないということが判明いたしました。

そもそも、私ども分科会としましてはこのような内容であるとする、私どもが念頭に置いている市場化テストの対象としては適切ではないのではないかと考えるに至りました。

このため、分科会としては、機構が提出してきた単年度で、かつフィリピンのみを対象とするという来年度の実施計画（案）を了承しませんでした。その上で、来年度の「基本方針」の改定までに、むしろより適切な市場化テストの対象範囲を検討し直すということ強く要請し、規模として市場化テストが想定する、きちんとした内容の案を提出していただきたいということで、今回、このフィリピンかつ単年度を範囲とする業務については、民間競争入札の対象とはしないのが適切ではないか、ふさわしくないというのが私どもの結論でございます。

以上です。

○落合委員長 ありがとうございます。それでは、監理委員会としては渡邊副主査の御報告のとおりということによろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○落合委員長 それでは、本委員会として渡邊副主査の御報告のとおりということにさせていただきます。そういたしますと、実施要項（案）、あるいは計画等についての審議はこれで終了ということになりますので、これからは5番目の審議ということになりますから、非公開審議に移りたいと思います。

傍聴者の方は御退席をお願いいたします。

（以上）